

海老名市認定保育施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、その施設に対し、予算の定める範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定による届出又は同条第4項の規定による認可を受けた保育所以外の施設であつて、保育を必要とする児童を保育することを目的として設置され、市長が適当と認めた施設
- (2) 児童 市内に居住する小学校就学の始期に達するまでの児童で、市長が施設での受け入れをやむを得ないものと認めた保育を必要とする児童
- (3) 障がい児 障がいを持つ児童のうち、医師の診断書、専門医若しくは臨床心理士の意見書又は専門機関での通所証明書等の提出があつた児童

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれかに掲げる経費とする。ただし、第1号及び第2号に定める事業については、重複して対象とすることができる。

- (1) 認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業に移行を希望する施設に対する経費で、認定保育施設のうち「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」（平成27年7月9日府子本第176号。以下、国要綱という。）に定める認可化移行運営費支援事業の対象となる施設に対するもの
- (2) 市内の認定保育施設に対する経費で、次に掲げるもの

- ア 市内の認定保育施設における入所する児童の処遇の向上を図るための経費（以下、「児童保育助成費」という。）
- イ 市内の認定保育施設における複数の職員の配置による長時間保育、夜間保育及び週末保育を実施するための経費（以下、「特別保育費」という。）
- ウ 市内の認定保育施設に入所する障がい児の処遇の向上を図るための経費（以下、「障がい児保育助成費」という。）
- エ 市内の認定保育施設における年度の途中に入所する児童の処遇の向上を図るための経費（以下、「年度途中入所円滑化助成事業費」という。）
- オ 市内の認定保育施設における保護者の疾病、通院、看護、冠婚葬祭、家族・知人等の見舞い、ボランティア活動その他市長が認めたものにより一時的に保育を必要とする児童の保育を実施する経費（以下、「一時保育助成費」という。）

(3) 市外の認定保育施設に対する経費にあつては、当該施設が所在する市町村が定める経費

(補助対象施設)

第4条 前条第1号に規定する補助事業の対象となる認定保育施設は、国要綱に定める要件を備えていなければならない。

2 前条第2号に掲げる補助の対象となる施設は、国要綱に定める要件のほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 原則として、1日11時間以上とすること。

(2) 原則として、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び年末12月29日から翌年の1月3日までとすること（事前に保護者に説明し、理解を得て設定する休日を除く。）。

(3) 施設長として、保育士、看護師、保健師若しくは助産師（以下「保育士等」という。）又は市長が特別に認めた者が置かれていること。

(4) 非常災害に対し次に掲げる措置を講じていること。

ア 非常災害に対する具体的計画を立て、定期的な訓練が実施されていること。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定める保育所の避難設備に関する基準に準じていること。なお、施設長は、保育室を2階に設ける建物がこれを満たさない場合にあっては、児童が安全に避難するための設備の設置及び訓練に特に留意し、安全確保を図ること。

(5) 助成対象児童に対する基本保育時間に係る保育料は、月額58,000円を上限とすること。ただし、保育料には月曜日から土曜日までのうち、施設の基本保育時間として設定した月220時間分の保育に係る基本的なサービスについての額（基本的なサービスの額には、保育者の雇用費、家賃、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、年会費、光熱水費、保険料、健康診断費等の経費を含む。）とする。

(6) その他 前各号に掲げるもののほか、法及び設備運営基準等の児童福祉に関わる定めを遵守して運営されていること。

3 前条第3号に掲げる補助の対象となる施設は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 他市町村に所在し、当該市町村が認定した施設（前2項の規定に定めるものを除く。）であること。

(2) 施設が所在する市町村からその運営費に対し補助を受けていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める海老名市認定保育施設補助金交付基準（以下「交付基準」という。）により算出した額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする施設の責任者（以下「申請者」という。）は、認定保育施設補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、毎年3月1日までに市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る補助対象事業については、当該年度の4月1日から適用するものとする。ただし、年度途中で補助対象となった施設については、この限りではない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、相当と認めるときは認定保育施設補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の不交付）

第8条 市長は、申請者又は補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が法令の規定、法令の規定に基づく所管庁の命令、処分若しくは定款その他これに相当するものに違反していると認めるとき又は施設の管理運営に適正を欠き、かつ、補助事業の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、別に定める要領によりこの要綱の規定による補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

2 市長は、前項に規定する要領に基づき、補助金の全部又は一部を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を海老名市民間保育所運営費市単独補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者又は補助事業者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第9条 申請者は、前条の規定により通知を受けた後において申請内容に変更が生じたときは、認定保育施設補助金交付変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出

しなければならない。

- 2 市長は、交付変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し認定保育施設補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、認定保育施設補助金請求書（第6号様式）により、認定保育施設在籍児童名簿を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（事業実績報告）

第11条 補助事業者は、認定保育施設補助金に係る事業実績報告書（第7号様式）により、当該補助事業が完了した日の属する年度の末日までに実績報告を行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に間接補助事業者の消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額

の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査)

第13条 市長は、第4条第2項の規定による施設に対し、補助事業期間中に、第4条各号の要件が遵守されているかを確認し、児童の処遇向上と安全確保について必要な指導や助言を行うものとする。

2 市長は、補助金の執行に関し必要と認めたときは、補助金の執行状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(現況報告)

第14条 第4条第2項の規定により補助金の交付を受けた者は、各月初日の施設、職員、児童等の状況を認定保育施設台帳により当該月の5日までに報告しなければならない。

(返還命令)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 書類の記載内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条第1号に掲げる事業の交付決定を受けた施設が、事業開始後5年以内に国要綱に定める基準を満たさなかったとき。

(4) その他交付について不相当と認めたとき。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第17条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。

《昭和53年6月27日制定、昭和53年4月1日適用》

《昭和53年4月1日適用》

《昭和54年4月1日一部改正》

《昭和56年4月1日一部改正》

《昭和57年4月1日一部改正》

《昭和58年4月1日一部改正》

《昭和59年4月1日一部改正》

《昭和60年4月1日一部改正》

《昭和62年4月1日一部改正》

《平成元年4月1日一部改正》

《平成3年4月1日一部改正》

《平成4年6月12日一部改正、平成4年4月1日適用》

《平成5年4月1日一部改正》

《平成9年4月1日一部改正》

《平成12年4月1日一部改正》

《平成13年4月1日一部改正》

《平成14年4月1日一部改正》

《平成15年4月1日一部改正》

《平成20年4月1日一部改正》

《平成21年4月1日一部改正》

《平成22年4月1日一部改正》

《平成26年1月15日一部改正》

《平成27年7月10日一部改正、平成27年4月1日適用》

《平成28年11月1日一部改正、平成28年4月1日適用》

《令和3年7月1日一部改正》

《令和5年7月1日一部改正》